

## 人権デュー・ディリジェンス (HRDD) の義務付けを行う法律等 HRDDの実践を前進させる法律の制定に関するアンケート

企業名：花王株式会社

回答日：2023年11月9日

以下の質問へのご回答をお願いいたします。なお、回答にあたっては、貴社日本法人としての取り組みやご見解についてお答えください。海外法人について記載される場合には、該当箇所にてその旨明記をお願いいたします。

質問1 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律を日本政府が制定することが望ましいと考えますか。望ましいと考える場合、その理由もお聞かせ下さい。

- ・望ましいと考えます
- ・人権尊重の取り組みをより一層進めていくために適切な法制化が後押しとなると考えます

質問2 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業間に「公正な競争条件」が生まれると考えますか。

- ・法制度は公正な競争条件を生み出すことに一定の役割を果たすと考えます

質問3 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業の人権に対する取り組みにおける「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の政府のガイドラインや、そのほかの政府の政策や基準との整合性が高まるようになると考えますか。

- ・法制化により、政府ガイドライン・政策・各種基準との整合性は高まると考えます

質問4 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律が等HRDDの実践を前進させる法律制定された場合、中小企業もその対象とすることで、中小企業に UNGPs を採用する動機を生むことにつながると考えますか。その場合、中小企業にも大企業と同様の義務を課すべきと思いますか。又は中小企業には努力義務とする等の義務の相違を設けるべきと思いますか。

- ・中小企業もその対象となることはUNGPs採用の動機になると考えます
- ・ただし、中小企業はリソースも限られており、大企業と同等の義務を即時に課することは実効性で疑問があるため、段階的に進める必要があると思われま

質問5 貴社は、金融部門についても、HRDDの実践を前進させる法的基礎が必要であり、政府はその方向でも対策を取るべきと考えますか。例えば、法制化の際にはHRDDを行う対象として、投融資先を含めるべきと思いますか。

- ・金融部門での対策も必要と考えます

質問6 貴社において、HRDDの実践を前進させる法律を制定するにあたって、政府が留意すべきと考える点（義務付けの内容・範囲、実効性確保の方法等）がありましたらご回答下さい。

- ・対象ごとに実施すべき内容や、「公正な競争条件」を促進・担保する形での法制化を期待します

(以上です。ご協力ありがとうございました。)